

新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、病院内におけるクラスター等の未然防止を図るため、医療機関が行う医療従事者及び職員（以下「医療従事者等」という。）に対するPCR検査に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる医療機関（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる医療機関とする。

- (1) 令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」及び「重点医療機関・疑い患者受入協力医療機関の指定方針」（令和2年8月17日付け沖縄県保健医療部策定）に基づき、沖縄県が指定した重点医療機関
- (2) 令和2年3月4日付け健感発第0304第5号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」に基づき、沖縄県と新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約を締結した検査協力医療機関
- (3) 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」（令和2年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部策定）に基づき、沖縄県が指定した診療・検査医療機関
- (4) 医療法第30条の13に基づく病床機能報告において慢性期機能病床を有する医療機関

2 前項の規定に関わらず、沖縄県が別途直接実施するPCR検査強化事業において、医療従事者等に対するPCR検査を実施する医療機関は本事業の補助事業者から除く。

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医療機関が行う医療従事者等に対するPCR検査（行政検査及び保険診療の適用対象となる検査を除く。ただし、PCR検査以外の検査であって知事が適当と認める検査は対象とすることができる。）であって、令和2年12月28日から令和3年3月10日までに実施する検査とする。

2 対象となる医療従事者等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号に掲げる医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者等に対応する者
- (2) 前条第1項第4号に掲げる医療機関において、慢性期機能病棟に従事する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次により算定するものとする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 自らの医療機関で検査する場合は、検査回数（人数）に別表の第2欄で定める基準額を乗じて得た額とする。
- (2) 検査機関に検査を委託する場合は、別表の第1欄で定める補助対象経費の実支出額と同表の第2欄に定める基準額を比較して少ない額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 経費所要額明細書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第11条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面(任意様式)により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 実績報告総括表
- (2) 実績報告内訳書及び実支出額明細書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容(第9条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金返還命令通知書(様式第7号)により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第14条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第10条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業補助金返還命令通知書（様式第7号）により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税の仕入れ額控除）

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の

額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

補助対象経費	基準額	補助率
<p>(自らの医療機関で検査する場合) P C R 検査 (職員一人当たり 3 回を上限とする。) に要する経費であって、次に掲げる経費 需用費 (検査試薬、消耗品費等)、その他知事が認める必要な経費</p>	<p>検査 1 回 (1 人) につき、5,000円</p>	<p>10/10</p>
<p>(検査機関に検査を委託する場合) P C R 検査 (職員一人当たり 3 回を上限とする。) に要する経費であって、次に掲げる経費 委託料</p>	<p>知事が必要と認めた額 ただし、検査 1 回 (1 人) につき、20,000円以内とする。</p>	